

## 裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成30年2月23日（金）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

### 参加者等

司会者 深 沢 茂 之（横浜地方裁判所第1刑事部部総括判事）

裁判官 澁 江 美 香（横浜地方裁判所第1刑事部判事補）

検察官 亀卦川 健 一（横浜地方検察庁検事）

弁護士 安 部 朋 子（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 70代 女性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 女性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 20代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 女性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 70代 男性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代 男性 （以下「6番」と略記）

### 議事要旨

（司会者）

裁判員経験者の意見交換会をこれから始めたいと思います。

皆様におかれましては、本日はお忙しい中、わざわざ裁判所までおいでいただきまして、誠にありがとうございます。

また、先達て裁判員裁判の裁判員に御従事いただきまして、重ね重ねありがとうございます。

それでは、本日は私が司会進行役を務めさせていただきます。

私は横浜地裁第1刑事部で裁判長をしております深沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単に私の自己紹介をさせていただきます。

私は生まれは新潟県新潟市でございます。裁判官になりまして、かれこれ30年

が過ぎようとしています。横浜の前の任地は東京高等裁判所で、やはり刑事事件を担当しておりました。その前が甲府地方裁判所で、その前は東京地方裁判所で、それぞれ刑事事件ということで、ここ10年ほどはずっと刑事事件を担当しております。

裁判員裁判は平成21年に施行されましたが、私はちょうど施行前から東京地裁で、施行に当たりいろいろな催し物等に関与させていただいて、施行後は1件裁判員裁判をやらせていただき、甲府地裁ではかなり多数の事件をさせていただきました。横浜でも皆様の御協力をもちまして多くの裁判員裁判を経験させていただいております。

本日は皆様の忌憚のない御意見を聞かせていただいて、今後の裁判員裁判の糧にしたいと思っておりますので、率直な御意見を寄せていただければと思っております。よろしく願いいたします。

本日は私の他に裁判所、検察庁、弁護士会を代表いたしまして、それぞれ1名ずつの法曹の方に出席していただいております。まずそれぞれ簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

まず濹江裁判官からお願いいたします。

(裁判官)

裁判官の濹江と申します。私は去年の1月から、この横浜地裁にて刑事事件を担当しております、2年目の裁判官です。

本日は刑事裁判をよりよくするために、皆様の御意見を伺えればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(司会者)

それでは、亀卦川検察官、お願いいたします。

(検察官)

横浜地方検察庁の公判部の検事の亀卦川でございます。本日はよろしく願いいたします。

私は、普段は深沢部長のいる第1刑事部というところに立会しております、主に裁判員裁判の公判に従事をさせていただいております。私もかれこれ20年、検察官として勤めまして、そのうち大体3分の1強位が法廷、公判に立っている仕事なのですけれども、この裁判員経験者の皆様のお話を伺うのも、横浜に来て3年目ですので、ある程度の回数になりますが、毎回新しい視点や気付かされる点がございまして、今の職務の参考にさせていただいております。

本日も貴重なお話を聞かせていただけると助かります。よろしく願いいたします。

(司会者)

それでは、安部弁護士、お願いいたします。

(弁護士)

弁護士の安部と申します。相模大野の方で事務所をさせていただいております。

弁護士の仕事というのは、被害者側の代理人も、被告人側の弁護もしますので、どちらに立つかによって、量刑を軽くして欲しい、重くして欲しい、どちら側もやらなければならないというところでもありますので、御意見は、プラスの意見もマイナスの意見も忌憚なく聞かせていただければと思います。よろしく願いいたします。

(司会者)

法曹三者の方々におかれましても、適宜御意見を頂戴するつもりでございますので、よろしく願いいたします。

私の方から、本日参加されている皆様が従事された事件の概要、争点、日程、判決の内容等を簡単に御紹介させていただきます。

まず1番さんが関与された事件ですが、この事件は被告人が被害者3名を強姦し、うち1名について、その際、傷害を負わせたという強姦と強姦致傷の事案でした。主な争点は、被告人が各事実を争い、無罪の主張をしていたということです。

その内容は、まず1番目としては、いずれの事件も被害者の同意を得て行われた

のかどうか、仮に同意がなかったとしても、被告人は同意があると信じていたのかどうか、2番目としては、被害者の反抗を著しく困難にするほどの暴行、脅迫を加えたのかどうか、争点だったようです。

今回、皆様が従事された事件での共通事項ということで、被害者参加人が参加されていたということになっております。この事件も第1事件の被害者御本人、第3事件の被害者の母親の方が被害者参加をされ、いずれも被害者参加弁護士が弁論としての意見陳述を行ったようです。

公判等の日程ですが、公判審理と評議に11日間が予定されておりました。公判期日は9日なのですけれども、うち2日間が予備日ということで確保されていたようです。

判決は、弁護人の主張を全て排斥しまして、公訴事実を全て認めて、求刑は懲役25年に対し、懲役18年の判決でした。

この事件で、被告人は控訴したということがございます。

それでは、1番さんから、この裁判についての全般的な感想と、特に被害者参加について、何か特に思われることがあったのかどうかなどを少し御紹介願えればと思います。

(1番)

今回初めて裁判員裁判に参加して、結果的にはとてもいい体験をさせていただいたと思っています。

被告人が私の子供と同じ年齢だったのです。そうしますと、私が子供を産んで被告人が事件を起こすまでの過程が走馬燈のように私の中に出てきたわけです。その事件は強姦で一人だけではなくて、次々と相手の女の子を紹介させながらという非常に悪辣だったのですね。自分の子供はこういうことに遭わないできたということと、また、被告人がそういう人生になったということ、同じ年代だということ、随分考えさせられました。深く身にしみて感じました。

(司会者)

この1番さんの関係では、被害者参加人の方が参加されていましたね。

(1番)

ええ。母親が証言に立ちました。

(司会者)

その辺はどうでしたか。

(1番)

結局、ホテルに連れ込まれて、体験したことがないことをさせられるということで、おうちへ帰って母親に話すわけです。そのときの言い方が、具体的過ぎたわけですね。それで、母親がもうびっくりして、すぐに駆けつけたわけです。それがとても強烈でしたね。

(司会者)

わかりました。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、2番さんと6番さんは同じ事件を御担当ということなので、一緒に事件紹介をさせていただきます。感想はそれぞれ伺います。

2番さん、6番さんが関与された事件は少し複雑なのですけれども、被告人は、共犯者が数名、共謀、相談して、いわゆるオヤジ狩りと称して路上で通行人の方を狙って行った強盗致傷が6件、そのうち強盗行為が未遂に終わったのが2件、これが第1から第4、第6、第8事件。強盗が1件、第5事件、恐喝が1件、第7事件という、恐喝、強盗致傷、強盗事件ということのようですね。

全部が全部争われていたわけではございませんで、この強盗致傷の中の1件について共謀は成立するのかどうかというのが争われたということですね。

被害者参加としては、第8事件の強盗致傷の被害者の方御本人が参加されて心情としての意見陳述と、終わりの方に参加弁護士の方が弁論としての意見陳述を行ったという事件でした。

日程は、公判審理と評議で9日間ということですね。

判決は、弁護人の主張を排斥し、第3事件について共謀を認め、求刑は懲役18

年に対し、懲役16年の判決が下されています。

今は控訴されて、一部争われた事件ということのようです。

まず2番さん、関与された御感想などを少しおっしゃっていただけますか。

(2番)

まずこういった凶悪な事件を起こす犯人というのはどういう方なのだろうということで、初めて法廷で被告人を見たときに衝撃を受けました。思ったよりも普通な、逆におとなしそうに見えて、一般的に街に普通にいらっしゃるような方に見えたので、まずそこに衝撃を受けたというところでは。

あとは、事件の一つ一つが、非常に短絡的なものなのですけれども、それがやはり日常的に、私自身も含め、誰しもが偶然にそういった事件に遭遇してしまう場合が起こり得るような事件でしたので、これもまた非常に身近に感じました。

繰り返しますが、何人か複数が絡み合っただけで、どんどん事態が悪化して行って、事件が事件を起こすような背景があり、被告人は当然こういった犯罪を犯した人間ではあるのですけれども、この事件をどんどん重ねていく背景も非常に考えさせられる部分でした。

被告人とか共犯者、被害者の方の顔が今でも脳裏に焼きついて忘れませんし、家に帰ってからも、それぞれの立場の背景とかを考えながら、ずっと10日間以上ですけれども、家に帰っても頭から離れなかったというのが実際のところでした。

(司会者)

被害者参加人の方がやはりいらっしゃいましたが、その辺はどうでしたか。

(2番)

まず被害者の方が実際に大きなけがを負っていますので、当たりどころが悪ければ、もしかしたら命に危険があったと思われるようなけがです。顔面とかそういうところがけがの箇所でしたので。

ですから、もう1度被告人と顔を合わせるだけでも非常に事件の恐怖がよみがえったりとか、あと今後も、まだお互いに若いので、刑務所から出てきても、また街

で会うこともあるかもしれないのです。

少し一つ気になったのが、謝罪文とかそういったところで、弁護士の先生を通じて被告人がお手紙を出したりする都合上、住所とかを被告人は知るような感じに私は聞こえたのですけれども、それも人生がまだまだある二人なので、今だけではなく今後のことを考えると、少し心配な気持ちになったりもしました。

大学の卒業旅行を控えているところでの事件の遭遇でしたので、けがは治ってお金の損害などもあまりなかったと思いますけれども、大事な卒業旅行に行かれなかったといった人生の損害はもう取り返しがつかないところだと思います。

なので、当然その被害者の方も今は憎んでいると思うのですが、やはり人はずっと人を恨み続けては生きてはいけないと思うのです。若いですし。ですので、いつかこの被害者の方も、自分の人生を奪った被告人ではあるのだけれども、どこかで許さなければいけないという重いものを背負って、これから生きていくのだなというところで、最後の判決のときに、被害者の方を見て涙が出ましたし、最後、被害者の方は判決前に意見をおっしゃいますね。そのときは非常に胸を打たれまして、目を合わせて私も真剣にお話を聞かせていただきましたし、できるだけそのところを尊重しようという気持ちにはなりました。

(司会者)

ありがとうございました。

6番さん、いかがでしょうか。同じ事件でしたが、御感想の方をお願いします。

(6番)

今、2番さんが言われたように、裁判員裁判に来て、結構軽い気持ちで、こんなやつ重罪だろうと思ってきたわけです。それで、皆さんのお話を聞いているうちに、御自分の経験とかも踏まえながら、ものすごく真剣に取り組んでいる姿で、こちらもちょうとやらなければというふうにだんだんできて、休み時間も裁判の話だし、食事していても裁判の話だし、あの期間というのは本当にすごく濃い、頭がフル回転して裁判のことを考えるような時間だったなというのが率直な印象で、誰も

簡単に考えている人は一人もいなかったです。

あと、裁判官が、事実に基づいて決定をしなさいというところを常に言われていたので、すごく公平にというか冷静にだんだんになりました。最初は感情がいろいろ揺れ動いたのです。被害者が泣きながら訴えれば被害者の気持ちに寄ってしまって、逆に被告人の方が涙ながらに訴えると、被告人も人間だよなと思い、そちらに感情が寄ったりしました。でも、その感情はともかくとして、やったことに対して意見を言いなさいみたいなことで、その裁判官の采配がものすごくうまくて、だんだん冷静になってきました。

(司会者)

そうですか。わかりました。

(6番)

それに、いろいろな見方が、いろいろな立場になれたし、これが終わってからも、犯罪に対する考え方がものすごく変わり、ニュースの見方一つも変わった気がします。

(司会者)

どんなふうになりましたか。

(6番)

私は結構、意外と過激なことを言う、こいつらはだめだという感じでやる性格だったのですけれども、もっとちゃんと真剣に事実を押さえないと、人が人を裁くのだから、もっと真剣にやらなければいけないのだなというのは思いました。

例えば、残虐な事件があったとしても、その背景に何があるのだろうというのを考えた上でやらないといけないなというところが。

だから、ニュースを見て、こいつはひどいやつだから死刑にしてみたいなふうには、とても言えないということです。

(司会者)

あと、被害者参加の方がいらっしゃいましたね。この辺については、何か感ずる

ものはございましたか。

(6番)

ぐっと気持ちは引き寄せられますね。自分がやられたことに対しても、本当に悲痛に訴えて、大の男がみんなの前で泣くわけですから。

(司会者)

続きまして、3番さんが関与された事件ですね。

これは被告人が持っていた包丁で妻の不倫相手の男性を殺害するとともに、被告人の妻を殺害しようとしたけれども未遂に終わったという殺人、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事件でした。この事件は事実関係には争いがございませんで、どのような刑を科すのかが争点になりました。

被害者参加人としては、殺人の被害者男性の御両親、あとその殺人未遂の被害者御本人が参加されて、殺人の被害者の御両親が心情としての意見陳述を行うとともに、参加弁護士が弁論としての意見陳述を行ったということのようです。

日程としては、公判、審理、評議で6日間ということのようです。

判決は、求刑18年、弁護人の科刑意見は12年に対し、懲役17年ということのようでした。

この事件は第一審で確定したということのようでございます。

3番さん、御感想の方はいかがでしょうか。

(3番)

難しいですね。初めて裁判の法廷というのはこういうところなのだなというのが、私はテレビをあまり見ないので、こういうところでこういうことをするのだなというのが、本当に全部初めてで、今回の事件は不倫相手を殺してしまったというか、みんなで無理心中しようとしたという事件だったのです。そういうことをする人もいるのだなというぐらいしか、最初は思っていなかったのですね。

でも、基本的には被告人と被告人の妻の二人の話をずっと聞いていたのですけれども、心のすれ違いというのがどこかでいろいろあって、結果こうなったのだなと

いろいろな事件でしたね。

(司会者)

この被害者参加はいかがでしたか。これは少し複雑ですね。男性の被害者の御両親と未遂なので被害者の方が御健在なので、奥さんですが、参加されていたけれども、実際は被害者の男性の方の御両親が出席されていたのですかね。

(3番)

出席はしていましたね。

(司会者)

それで、何か思うところはございましたか。

(3番)

被害者の方は、私のいたところからだと見えなくて、被害者さんの御両親は、私はほとんど見えていないから記憶がありません。

(司会者)

そうですか。また後ほど、伺うことにいたします。

続きまして、4番さんの関与された事件ですね。これも少し複雑ですね。

これは被告人が二人いて、被告人両名が複数人の共犯少年と共謀の上、第1としては、通行人に対する強盗致傷、第2としては、通行人から金品を引ったくって傷害を負わせた、窃盗、傷害。自転車の前かごから金品を引ったくった窃盗が5件。被告人二人で相談の上、行った自動車盗、あと、一人の被告人が他の少年と行った万引盗1件ということで、基本的には引ったくりがもとになって、他の犯罪類型に発展したというような、件数が多くて複雑な形のようにでした。

争点としてはそれぞれ別なのですけれども、便宜上、被告人甲、乙ということで、甲さんということにしますが、甲さんについては、先ほど言った窃盗と傷害という事件があるのですけれども、このうちの1件については、傷害を負わせるつもりがあったのかどうかということで争いになったということ。強盗の上でけがを負わせた点について、強盗致傷罪というのが成立するのかどうかというのが、まず甲さん

について問題になりました。

被告人二人については、やはり同じ強盗致傷事件の一つなのですけれども、これで強盗致傷罪が成立するかどうか。要するに重い罪については強盗罪の成立が争われていたということのようです。

被害者参加の関係では、重い8番目の強盗致傷事件の被害者の方が参加して、参加弁護士の方が弁論としての意見陳述を行ったということのようです。

日程的には、公判と評議を合わせて10日間ということですね。

結論的に、判決は被告人甲については、求刑12年のところ懲役8年。被告人乙については、求刑13年のところ懲役10年ということで、それぞれ刑は確定しているようです。

ということですが、4番さんの方で御感想の方をお願いいたします。

(4番)

最初は、裁判員というのはやりたくないなという気持ちが強かったのですけれども、やっているときはすごく大変で、聞いていても弁護士さんの声は小さくてよく聞こえなかったりとか、説明を受けているのですけれども、多過ぎてわけがわからないのです。日にちが空いてしまうと、わけがわからなくて。読んでいてもよくわからないという感じで、結構、大変でした。

終わってみたら、裁判員というのは結構いい経験になったなということになります。またそういう機会があれば、やってみたいなと思いました。

(司会者)

今、よくわからないとおっしゃったのですが、私もまとめていて、なかなか頭に入れるのは大変でした。これは大変だったと思います。

後ほど、また御意見の方を詳しく伺いたいと思います。

この事件も強盗致傷の一つの事件について、被害者参加人の方がいらっしやったのですけれども、その辺は何か印象に残っていますか。

(4番)

そうですね。やはり同情してしまいますね。そちらの気持ちに入ってしまうとい  
いますか、大変だよなという感じでした。

(司会者)

第8事件については、罪が成立するかどうか争われていたようですが、そのと  
きに、この被害者参加人の方がいらっしゃるというのは、いかがですか。

(4番)

そうですね。いらっしゃらないのと、いらっしゃるのは、やはり違うと思います。

(司会者)

それをまた詳しく伺いたいと思います。

最後ですけれども、5番さんが関与された事件は、これも罪名が多数ある事件で  
す。

これは被告人が共犯者数名と共謀の上、被害者の男性から金品をだまし取ろうと  
考え、捜索差押許可状というのを偽造して行使し、捜索差押えを装って預貯金通帳  
などをだまし取ったけれども、この預貯金が引き出せなかったということから、拉  
致して脅して預貯金をおろさせて、これを奪うということを計画して、実際、自動  
車の中に押し込みまして略取、なおかつ、車の中に閉じ込めるということで逮捕、  
監禁したのですが、その際、切り出しナイフで被害者の方の大腿部を突き刺して傷  
害を負わせたところ、失血死させてしまったと。そして、その犯行を隠蔽する目的  
で、被害者の遺体を建物の床下に穴を掘って埋めたと。非常に事件が長いのです。  
営利略取、逮捕監禁致死、死体遺棄、有印公文書偽造同行使、詐欺ということで、  
非常にいろいろな事件が含まれている事案です。

ただ、争点的には、事実関係には争いがなくて、どういった刑を科するのが相当  
かという量刑が争点になったようでございます。

被害者参加人としては、この被害者の方の御両親と妹さんが被害者参加されたよ  
うです。御両親が心情としての意見陳述を述べられて、参加弁護士が弁論としての  
意見陳述を述べたということですね。

日程的には、公判と評議で10日間を費やしたということです。

判決としては、求刑12年に対して懲役10年ということで、これは確定しています。

では5番さん、感想をどうぞ。

(5番)

裁判員裁判をもちろん聞いて知ってはいたのですが、何か他人事というか、自分には関係ないなと思って参加したのですけれども、参加してみまして、被告人がかつとなって刺してしまって、それで死んでしまった。ところが裁判を通じて思っていたのですけれども、被害者の関係の家族の人たちの声というのを聞いていますと、人の命は地球よりも重いと思いながらも、片方はかつとなってしまったと短絡的で、やはりかつとなってはいけないのだなというか、その辺は自分でも振り返って、これは人ごとではないということと、最初から最後まで裁判長の方が話しやすい雰囲気いろいろと気を遣っていただいたこと、若い裁判官の方が私たちを見て、皆さん、社会経験豊富な方に見えますので、それぞれの方が自分の考えをどうぞ誠実におっしゃってくださいと最初に言われたのです。

私はそれに感動して、その日はうちへ帰って、すごく感動したと、その話ばかりしていたのですけれども、だんだん日にちが経つと、いい制度なのだなということと、やはりみんなで自由に考えていこうとしている趣旨はいいことだなと思ったことと、あと最初に時系列的に事件が出ていたので、頭の中はひっちゃかめっちゃかで、何が何だかさっぱりわからなかったのですけれども、すぐに裁判所の方から、関係された方々の図式で一覧表を作っていたり、もちろん弁護人の方もそうなのですから、ああいったことはとても素晴らしいことで、それから頭の中にずっと入っていったというか、参考になりました。

(司会者)

今、5番さんがおっしゃったのは、冒頭陳述のことですか。検察官が言ったときの書面のことをおっしゃったのですね。

(5番)

最初は時系列でないので、何かよくわからなくて、いろいろと銀行からおろすのとか、拉致するとか。

(司会者)

出ていましたね。今、おっしゃったのは、人物関係ということで、表がよかったということですね。

(5番)

それぞれがこういうふうに関与しているのだなということでもわかりやすかったです。

(司会者)

なるほど、全体像がわかったと。またそれも後ほど詳しくお伺いします。

本件も被害者参加人ということで、3名の方が参加されていたようですが、そういった被害者参加人の方がいらっしゃるということはいかがでしたか。

(5番)

私も人間ですから、被害者の方の家族の思いだとか、そういうのを聞きますと、やはり心はそちらの方に、とても身内の人たちが許さない、納得しないという気持ちなのだろうなと思いつつも、こんな事件を起こした被告人はどういった今までの生い立ちをしている人間なのかなということも頭の中に置いたり、結構その辺は複雑な感じでした。

(司会者)

どうもありがとうございました。

大体皆さんのアウトラインということでいろいろ伺いましたけれども、今回、皆さんの事件に共通するのは、実は単純な1件の事件ではないというところがあるのです。4番さん、5番さんがおっしゃったように、いろいろな事件が併合されて審理されていたというのが特徴です。

それで、先ほど5番さんのお話がありましたように、事件は検察官の方で冒頭陳

述ということで、立証責任を負っている検察官の方が、証拠によって明らかにする事情はこういうことですよということで、最初に述べるわけです。これを冒頭陳述といっているのですけれども、その後、弁護人の方でも、自分たちはこういうことを立証しますということと同じく冒頭陳述ということで述べます。今回はその辺の冒頭陳述をお聞きになられて、皆さんの方でわかりやすかった、わかりにくかった、そのような大ざっぱなものでも結構なのですからけれども、何か印象に残っている点があるかどうか。

特に1番さんの冒頭陳述は、三つの事件がありましたが、これを三つに分けて冒頭陳述をされているような感じなのですからけれども、実際そうでしたか。それはどのような形でやられたか、覚えていますか。

(1番)

いいえ。初めからこの事件の難しさがわかりましたので、検察官の資料をすごく読みました。それが非常に読みやすく、目に飛び込んでくるのです。変に絡んでいる事件で、三つの展開があったのですが、それが全部この資料で立体的に目に入ってきたのです。それで、これなら整理できると思いました。これが作られてなかったら、とてもではないけれども、わからなかったです。

(司会者)

1番さんの事件は、第1事件について冒頭陳述から証拠調べ、証人尋問、被告人質問、それが終わったところで、第2事件を同じようにして行ってということで、三つに分けてやっていたようですね。

そうすると、それが結構よかったということですか。

(1番)

それが立体感があったのですね。ごちゃっとなるところが、一番初めに被告人とお友達、その人らの弟も来て、その人が恐喝されたというので、女の子たちを次から次へと引き連れてというのが、検察官の資料で三つとも頭にすっが入ってきたのです。これなら何とかなるかもしれないと思いました。

(司会者)

これはよかったということでしょうか。

(1 番)

はい。とてもよかったです。

(司会者)

一方、先ほどの話だと、4 番さんの事件ですね。何かごちゃごちゃしてよくわからなかったという御印象があったようですね。

(4 番)

最後の最後までずっとわからなかったですね。

(司会者)

それでは冒頭陳述ということで、件数からすると、これは1 1 事件あることになっているのですね。

(4 番)

はい。

(司会者)

それぐらいの事件を全部並べて書いてあるということなのですね。最初は、それでやられたのですね。

(4 番)

そうですね。

(司会者)

それで、全部まとめて1 度の期日で冒頭陳述をやられたということなのですね。

(4 番)

そうですね。

(司会者)

これは事件ごとに分けてやったわけではないのですね。

(4 番)

はい。飛び飛びで出てきて、今、どこの話なのかみたいに、聞いてもどこをやっているのかもよくわからない。

(司会者)

結局、最初、冒頭陳述をやっているのだけれども、その後の手続の中で、その冒頭陳述のどの場面をやっているのかというのがよくわからなかったということですね。

(4番)

よくわからなかった。メモをとっていたのだけれども、全然わからなかったです。

(司会者)

結局、その事件の全体像は把握できたのですか。

(4番)

最後の最後で、最終的に検察官がまとめたので、そこではやっとわかったみたいな感じですね。

(司会者)

他の方々はどうですか。例えば、2番さんの事件はどうでしたか。2番さん、6番さんの事件ですけれども。これはいわゆるオヤジ狩りということで、ある意味、全部関連するところもあるのですけれども、冒頭陳述はどうでしたか。

(2番)

共犯者の出入りが激しくて、当初、やはり整理するのが非常に困難でした。合流したり、またいなくなったりというのが繰り返されていたので。

(司会者)

一応は時間の流れでならしてはいるのですね。

(2番)

ええ。表があって、流れ的なところはわかりやすかったのですけれども、登場人物のところまでは、やはり基準を読み込んで、少し日にちを重ねながら、ここここは誰と誰がいたのねというふうに読み込んでいった形です。表があったためにす

ごくわかりやすかったことは確かです。

(司会者)

表自体は一応わかったのですか。

(2番)

はい。そうですね。

(司会者)

情報としては、多分必要最小限度の情報ということなのですね。

(2番)

はい。細やかに、それぞれの事件に対して細かく説明があった際には、やはりモニターなどで証拠調べのところでは検察官の方の努力を感じました。非常に細かく現場で調べていらっしゃるのだなというところで、他の事件を見ても、検察官の方はきっとこれからが御苦労なのだろうなど、地道な努力だなと、日常でも思うようになりました。

(司会者)

6番さんは、最初に御覧になってどうでしたか。

(6番)

裁判官も検察官もすごく一般の我々に対してわかりやすく説明しようという意識がものすごくあったかもしれないですね。資料でもそうなのですから。

(司会者)

では、冒頭陳述はわかりやすかったということですね。

(6番)

ただ、登場人物が多いので、例えば顔写真が、目隠ししてもいいのですけれども、顔写真でもあれば、もう少し資料がわかりやすくていいかなと思いました。文字だけなので、YとかBとかCとか言われても、人間を把握するのに、この証言は誰が言ったのだったかなとか、そういう混乱はありましたけれども、最大限にわかりやすく説明してくれたと思います。

(司会者)

一方、2番さん、6番さんの事件は結構、弁護人側の冒頭陳述も対応するような形で出ているのですけれども、こちらはどうでしたか。

今、振り返って印象はありますか。

(6番)

結構、のらりくらりやっているような感じだったので、それが作戦ならいいのですけれども、この人、本当にそんな人だったら困るなというのが正直な感想です。

(司会者)

この書面だけを見ると、一応かみ合わせるような形でおっしゃっているような印象を受けるのだけれども、実際しゃべったのは、こんな形ではないのですか。

(6番)

二人いて、一人がしゃべっていたのですけれども、もう一人の人がいらいらしているのがわかったのですよ。もっとちゃんと言えよみたいに、かりかりしているように見えました。周りも多分、この人は何が言いたいのだろうなという弁護人の方だったので、資料は明らかにこちらの人が作っていて、しゃべっているのはこちらで、という感じでした。

(司会者)

では、書面上ではうかがい知れないことがあったのですね。

3番さんは、どうでしたか。

(3番)

検察官のものがとてもわかりやすく、時系列順に並べてあって、上のところに登場人物を3人ぐらい時系列に書いてあったので、このときにこうなったのだというのがとてもわかりやすかったですね。

(司会者)

今回、3番さんが関与されたのが、一番わかりやすい事件ですかね。

(3番)

発端は、先ほど他の事件を聞いていた流れからすると、多分一番わかりやすかった事件なのかなという気がします。

(司会者)

わかりました。

5番さんはいかがですか。これは先ほど聞いたのですね。これはわかりやすかったということですね。

(5番)

最初は時系列に書いていないところがわかりにくかったのですけれども。

(司会者)

そうすると、皆さんの中でうまく頭の中が整理できるような感じなのは、わかりやすかったようだけれども、特に4番さんについては、全体的に少しよくわからなかったというのがあったということですか。

(5番)

最初のうちだけでしたね。結局、登場人物が何人もいたので、時系列的になると、わからなかったのですけれども、その後、すぐに具体的な説明をしていただいたので、よくわかりました。

(司会者)

おおむねわかりやすいが多かったということなのですから、4番さんのが少し大変だったということのようですね。当事者の方々にも伺ってみましょうか。

まず亀卦川検察官、いかがですか。今、今回の件で少しお話が出ましたけれども。

(検察官)

普段、我々検察官は、どう最初に事件を説明するかというのは非常に気を遣うところなのです。いわゆる証拠に基づいて、あくまで検察官が主張しようとする事実を申し上げるので、何か印象操作のようなことまで考えてやるわけではないのです。ですから、なるべくわかりやすくするのですが、わかりやすくしようとして情報をどんどん入れていってしまうと、わかりにくくなってしまったり、今度は文字を削っ

ていって、情報を削っていってしまうとわかりにくいということになる。

今日、お話を伺っていると、人間の関係図とか、最初に何件もある場合には、全体を示すものを作るのと、その都度細かく、これは裁判所と法曹三者の理解を得てということですがけれども、それぞれの事件をやるときに、もう1回短い冒頭陳述をやるような形でやっていった方が、御理解の助けになっているのかなと思います。

どうしても我々、検察官というのは、自分たちの方は記録を読んでいるものから、つい、もしかすると気付かないうちに、わかったつもりになってしまっていて、皆さんに対する御説明が足りなくなってしまうような状態があるのかもしれないという辺りは非常に感じました。

(司会者)

4番さんから御指摘があった事件ですがけれども、亀卦川さんだったら、冒頭陳述についてどのようなことを考えられましたか。

(検察官)

11件のものですね。

(司会者)

はい。11件あるものです。どうやったらよかったのでしょうか。

(検察官)

私から見ると、最初に11件の全体像を作った検察官の意図はわかるのです。多分全体像を描きたかったのだと思うのです。

ただ、審理の進行計画の方を見ても、必ずしも全部の事件がそうなっているわけでもないのですが、第2事件をやって、第4事件をやって、第8事件をと、意図的になっている。それでわかりにくくなってしまったのかなと。そうだとすると、この全体像の人間関係図が基本となって、それぞれの事件のときに、その事件について詳しくやっていく冒頭陳述をむしろやっていって、逆に一番最後にまとめの形で、最初のもを出すような説明の仕方もあったのかなと今、思っていたのですが。

(司会者)

審理の方法として、安部弁護士の方で何か御意見はございますか。今の4番さんの事件を御覧になって。

(弁護士)

やはり件数が多いので、いきなりぱっと出されたときに、恐らく頭に入らないだろうなと思っているところに、更に弁護人のもので、ここが争点なのですということを書いていくと、どこですかということになって、混乱を招くとは思いますが、恐らく弁護人の方から検察官に突っ込むわけにいかないのが、乗らざるを得ないというところがあると思います。

(司会者)

確かに、裁判の日程の組み方も工夫したらよかったかもしれませんね。争われている事件と争いのない事件で分けて、それでポイントを争いのある事件に絞るような関係にすると、多分もう少しメリハリがついたかもしれませんね。非常にいい御意見をありがとうございました。

一方、うまくいったとされる事件、例えば1番さんの事件とか、これは確かに1番さんが立体的とおっしゃったようにメリハリが効いていますね。

(1番)

被告人が繰り返し、相手を見つけるためにというのが全部手に取るようにわかったということです。

(司会者)

これは構成がよかったということなのでしょう。これは一緒に平面的にしたならば、多分わかりづらかったでしょうね。

(1番)

難しいです。

(司会者)

あと、安部弁護士にお尋ねするのですが、先ほど6番さんから少し御指摘があったのですが、お二人弁護人がいらっしゃる場合の弁論とかは、一体どのような

な形で割り振りをやられることが多いのですか。

(弁護士)

二人でつかれているので、多いパターンは、恐らくベテランの先生と新人の弁護人がついて、新人が勉強させてもらいつつ、ついている感じになったりすると思うのです。

その中でどちらが起案するかとか、話をするかとかというのは、パターンはいろいろだと思います。

言い訳がましいですけども、弁護士は基本的に刑事事件だけをやっているわけではなくて、検察官さんと比べると、完全に圧倒的に刑事裁判に立つ機会が少ないと思います。そこを比較されると、結構欠けている部分は多いのかもしれないというところはどうしてもあって、なかなかその場面ですばらしい弁護士だと言われるのは難しいのかなという気がややしています。

(司会者)

今回の冒頭陳述を弁護人がされるときに、全然原稿を読まないで、例えば証言台の前へ出てきて、プレゼンみたいな形でやるとか、そういう方はいらっしゃいましたか。

(4番)

やっていました。

(司会者)

どうでしたか。

(4番)

最初は演技的な感じだったのですけれども、席についていると、聞こえないのです、みんなも。裁判長の方が注意されていたのですけれども。

(司会者)

声が小さかったのですか。内容的に全然よく聞こえなかったということですか。

(4番)

つまってしまうというか、聞き取りにくい方で、少し聞こえない部分とかもありましたね。

(司会者)

多分皆さんは初めて裁判に従事されるので、ぱっと来てパフォーマンスみたいのをやられたと思うのだけれども、あれは特に奇異に感じるとか、そういうことはなかったですか。証言台の前で身振り手振りでやられていたのでしょうか。

検察官は自分の席のところで書面を朗読しながら、コンピューターか何かを使われているのかもしれないのだけれども、そのような形でなさっている場合が多いのだけれども、あの辺の違いとか、それで特に何か違和感を覚えたとかはないですか。

(4番)

それは別にないです。

(司会者)

中身的なものですか、やはり一番は。

(4番)

そうです。内容です。

(司会者)

そうすると、4番さんは最初の冒頭陳述では、事件の全体像を把握するというのはなかなか理解が難しかったということですね。

(4番)

はい。

(司会者)

それは徐々に氷解していったということなのですか。

(4番)

いいえ。最後の検察官のまとめは、それだけでよかったよという感じでしたね。それで全部わかった気がします。

(司会者)

途中、裁判所の方で、冒頭陳述のわからないところはありませんかとか、そういうサジェスションはなかったですか。

(4番)

なかったです。

(司会者)

それは少しこちらでも反省しないとだめですね。

澁江さん、冒頭陳述についてはどのような感じで考えていますか。

(裁判官)

1番さんの事件のように、ある程度事件の間に間隔があったりする事件については、確かに事件ごとに冒頭陳述を行って、審理もばらばらにする方が、恐らく全体像もつかみやすいし、審理一つ一つもわかりやすいというところがあるのかなというの私も思います。

一方で、2番さん、6番さんの事件は1か月間の間に複数犯行を行ったという事件でもあるので、確かに全体的な時系列を先に示した上で、争点になっている事件について更に審理をしていくという冒頭陳述と審理計画の方がわかりやすいのかなというところもあります。

あと、6番さんのお話を伺っていて、私も思うのは、2番さんと6番さんの事件でもそうなのですけれども、人間関係についてはわかりやすい図とか、視覚化をしていただく方が、やはり裁判員の方には事件の人間関係や背景事情がわかりやすいのかなという感じはいたしました。

(司会者)

冒頭陳述はあくまで、これは証拠ではないので、全体としてこういうのをやりますというアウトラインを示す過程なので、亀卦川検察官がおっしゃったように、あまり情報を出してもよくないと言われているところもあります。

それでは、今度は皆さんに、実際の公判に入ってからのお感想を聞きたいと思います。

まず今回はいずれもちょっと日程が長い事件が多いのですけれども、日程表を見ますと1番さんが関与された事件は、5日ぐらい審理をした後に中間評議ということで時間をとっているのが見受けられるのですけれども、実際、この中間評議という形では実施されたのですか。覚えていらっしゃいますか。

(1番)

いつのですか。

(司会者)

中間評議という形で、その日はいわゆる法廷ではなくて、多分別室で話し合いをした記録になっているのです。

(1番)

やりました。

(司会者)

そうすると、それまでの証拠調べの話を整理する期間を持ったということで間違いないですね。

(1番)

そうです。

(司会者)

わかりました。

1番さんの事件は中間評議ということで、途中で確認する作業を行ったようなのですけれども、他の事件は多分とっていないですね。

2番さん、3番さんはないですね。

4番さんのは、いわゆる中間評議みたいのは特にとられていないですね。特に4番さんのはどうでしたか。皆さん、審理の関係で頭の整理がついている感じでしたか。

(4番)

特にそういう話はしていなかったのですけれども。

(司会者)

1日終わったときに、今日の感想とか、そういうのを述べるとか、そういうのもなかったですか。

(4番)

そういうのは全然なかったですね。

(司会者)

振り返ってみてどうでしたか。1番さんのところはそうやって確認する時間を設けたということですが。

(4番)

それはいいですね。

(司会者)

5番さんの事件はどうですか。こちらも特に中間評議みたいのはとられていないようですね。これは意外と短かったですね。これはスムーズに終わったのですね。

(5番)

ええ。その都度、何かわからないことがあったらおっしゃってくださいと言われたので、みんなそれぞれ、隣の人が同じことを言っているのだけれども、これはどうなっているのですかとか、そういう場を設けていてくれたので、皆さん、結構意見を言っていました。重複しても別に構わないのですよと言ってくれて。

(司会者)

それは1日終わるごとに、そういう形で何かやっていたのですか。適宜ですか。

(5番)

別に1日終わってからではなくて、途中でも、1回戻ってきたときとかに振り返っていました。

(司会者)

休憩ごとに確認する作業ですね。

(5番)

どうぞ遠慮なく言ってくださいと。私はわからないときは聞きましたけれども、大体のところでは他の人も言っていたりしたので、どうですかと必ず言われますので、おっしゃってくださいとか、それで、こちらもこのところがちょっとよくわからなかったのですと質問したりしました。

(司会者)

わかりました。

どの事件も証人の方の話を聞いていましたね。そんなところで何か印象的に残っているシーンはありますか。わかりづらかったなとか、こういうふうにして欲しかったなとか。

1番さんは被害者の方以外の方も調べているみたいですが、何か印象に残っていますか。

(1番)

母親が死刑にして欲しいというのが。

(司会者)

最後の方のそういうのがすごく残っていますか。

(1番)

はい。あとは、橋渡しした女の子、自分も被害者でありながら、また次の女の子を手引きする方ですね。もう泣き崩れていました。自分も脅されているわけですね。いろいろな言葉でがんじがらめになっているものですから、法廷に立ったときにはもう泣き崩れていました。

(司会者)

その方はAさんという方ですか。Aさんは何回も証言に立たれているのですね。特殊な事件ですね。

(1番)

そうなのです。最後に言い切ったときには、もうすっきりした顔になっていました。

(司会者)

その証人尋問で、例えば検察官の尋問がどうだったとか、弁護人の尋問がどうだったとか、何か印象に残っているものはありますか。良かったとか、悪かったとかで。

(1番)

やはり検察官が何か言うと、それに対してはありませんけれども、弁護人が言ったときは、きつとなっていました。そういう態度は何となく。

(司会者)

それが印象に残っていますか。

(1番)

印象に残っています。

(司会者)

2番さんも尋問が多く続いています。何か印象に残っているのはありますか。

(2番)

本当にいろんな人間模様が絡み合っていましたので、実際、どの証人の方を信用すべきなのかというところも、その話の信頼性というものを他の裁判員の方ともかなり評議しました。

(司会者)

今回、そこがそもそも問題になったわけですか。

(2番)

そうですね。未成年の人が多かったので、おぼろげにそういったものを覚えていないですというような発言が非常に多かった中で、そこの一貫性といいますか、そういったところを見出すのが、そこが、判決に持っていくまでが一番困難なところだったかなと思います。

(司会者)

全体を通じてやはり未成年の少年の方が多かったということなのですね。その辺

が少し難しかったのですか。

(2番)

そうですね。表情から読み取ったりとか、あとは目線だったりとか、そういった細かなところを見ながら、この子はどのくらい信頼がおけるのかというところも、本当にそこが一番難しかった部分だと思います。

(司会者)

6番さん、いかがでしたか。

(6番)

人間性の面で、この人は信用できるか、できないかというところもそうですけれども、実際、犯行が行われた日から裁判までものすごく時間が経っているので、その辺で、時間経過で記憶が揺れるというか、いろいろ交錯して言っているのか、本当に記憶をたどっているのか、その人によって強烈に覚えていることと覚えていないことがあるので、ここは見極めが難しいですね。

だから、早く裁判になれば、もっと確実に証言もできたでしょうし。

(司会者)

時間が経っているので、記憶があやふやだということも感じられたということですね。

(6番)

物理的に無理なのかもしれないのですけれども。

(司会者)

非常に貴重な御意見ですね。それは今後も気を付けなければならないというふうに、みんな思っていますので、ありがとうございました。

(2番)

もう一方で裁判も行っているような共犯の少年たちだったので、その利害関係が背景にあるような感じもありました。証言が自分に有利に働くかどうかというところも少し計算しているかのようにも感じられて、その辺のところ非常に判断が難

しかったです。

(司会者)

3番さんはどうですか。これはほとんど証人尋問で立証されたのですか。

(3番)

そうです。

(司会者)

どんな感じでしたか。

(3番)

証人尋問で思ったのが、検察官の人の質問のやり方が誘導尋問のようなところが多々あったということです。こうこうでしたよね、そうですよねという感じで、はいと言わないとやめないみたいな感じの攻撃の仕方があったので、これは証拠になるのかという疑問になるようなところも何回かありましたね。

(司会者)

そのとき、弁護人の方は何か言っていましたか。

(3番)

異議ありと言っていました。

1回の証人尋問のときに1度ぐらいはあったので、逆にわからなくなるみたいな。それで、休憩のタイミングで裁判長の人に、これはどういうことなのですかと逆に聞かないと内容が理解できなくなってしまうということがありました。

(司会者)

ちゃんと適切な御説明はございましたか。

(3番)

それはしていただいていたので、よかったです。

(司会者)

やはり異議とか出ると、びっくりされますか。

(3番)

本当に異議ありと言うのだなということは思いました。

逆に、そこが強烈に記憶に残ってしまっていて、本来、聞いておきたいところが記憶が薄れてしまうということがあります。

そこは少し直していただけると、わかりやすいかなと思います。

(司会者)

5番さんののは、結構書面での審理が多かったのですね。

(5番)

そうですね。

(司会者)

被告人質問はあったようですけれども、証人が全然出てこなかった事件なのですね。

(5番)

そうなのです。関係してくる人は、また別のことでやっているみたいで。

(司会者)

先ほど2番さんがおっしゃったような共犯関係ということですね。

それで、証人尋問でやらないという説明はあったのですか。

(5番)

ちょっと今、記憶が定かではないのですけれども、多分あったのではないかと思うのですが。

(司会者)

これは事実関係を検察官の方で、書証という形で朗読とかをたくさんされたのではないですか。

(5番)

はい。

(司会者)

どうでしたか、朗読を聞かされていて、頭の中にずっと入ったか、少し分かりにく

かったとか。

(5番)

そういうものかなという感じで、本当はもっとこちらで司法関係の勉強でもしていれば、ああなっぺこうなっているのかと思うのですけれども、全くそれにタッチしたことのない人生だったので、読み上げているというか、話されていることを聞いていて、そういうことがあったのだ、こういうことがあったのだ、そういうことかとか。でも、わかりにくいという感じはなかったですね。

(司会者)

途中で、この辺を直接聞いてみたいとか、そういうお気持ちになられたとかはありますか。

(5番)

そういうときは、休憩時間にしても、終わってからでも、裁判長の方とか裁判官の若い方が、どうだったですかと言っているところを、私たちが聞いていて、こういうところはどつだったのですかとか、復習ではないのですけれども、かえってそれでよかつたというか勉強になった、これが裁判員裁判なのだというか、我々、一般国民が参加している裁判員制度なのだなと思ひました。

(司会者)

一方、被告人質問は直接聞かれましたね。直接聞かれて、被告人が口からしゃべられたはずなのだけれども。

(5番)

特に強い言葉で言っていることもなく、通常の質問形式だし、片方の弁護人の人も通常の事実の説明というか、こういう形なのだと思ひて聞いていましたけれども、別に違和感はなかつたですね。

(司会者)

5番さんが関与されたのは、被告人が認めていた事件ですね。

(5番)

ええ。それなので、現実的にも落ち着いて聞けたということです。

(司会者)

一方、4番さんの方は、証人尋問というのはどうでしたか。

(4番)

検察官のやりとりというのは、聞いていてすごくわかりやすかったのですが、弁護人さんになると、私だけではなくて、やりとりが少しわかりづらいという感じでした。

(司会者)

どの辺がわかりづらかったでしょうか。

(4番)

弁護人さんの質問がよくわからないというか。

(司会者)

質問の意図がわからなかったのですね。なるほど。それは困りますね。

それは結構証人尋問をやられているのだけれども、みんな共通したようなところですか。

(4番)

そうです。

(司会者)

後で考えると、何であんな質問をしたのだろうという形ですか。

それはよく問題にさせていただく必要があるかもしれません。意図がわからないと困りますね。異議を出す前提となるものですからね。わかりました。

あと、4番さんのは証人尋問が長く続いていますね。

(4番)

はい。覚えていられないのですよ。

(司会者)

整理が追い付かなかったですか。

(4番)

すごいメモをとっているのですけれども、ところどころ聞こえなかったり、何を言っているのかよくわからなかったり。

(司会者)

その確認をする作業というのも、途中はなかったのですね。

(4番)

最後の最後に、ああみたいな。

(司会者)

一番最後にまとめてやったのですね。

(4番)

最後の最後に、検察官の方の求刑の資料みたいのを読んで、そのときに、証人尋問されていたのはこういう意図だったのかと、そのときやっと納得みたいな感じでしたね。

(司会者)

さかのぼれば、多分冒頭陳述がうまく説明できていないので、その後の証拠の立証の意味が皆さんに御理解されなかったということなのですね。まさにどの証拠で立証しますというのが、最初にプレゼンされまして、なるほど、これを見ればいいのかという流れになるのだけれども、最初がうまくいかなかったからそうってしまったのですね。ありがとうございます。

少し観点を変えまして、今回は特に否認事件なのですからけれども、被害者参加の方が心情に関する意見陳述ということで、特別に何か御自分のお気持ちを口頭で、御本人ないしは弁護士さんが代わりにしゃべられたケースがあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

2番さん、6番さんが関与されたものは、多分最後の方の第8事件の強盗致傷の被害者の方が心情としての意見陳述ということで述べられたとなっているのですけれども、記憶、印象はありますか。これは御本人がされたのですか。

(2番)

はい。そうですね。

(司会者)

ただ、一方では、この事件では、その前提となる事実はすぐには成立しないのだというのを被告人は争っていましたね。そういう場合に、被害者の方のお話を聞かれたと思うのだけれども、それを聞いてどういう印象を受けましたか。

(2番)

やはりその被害者の方が実際、実体験を語ることによって、書面からはもしかしたら事件として確定できないのかなという部分も、不透明なところがありますけれども、御本人が証言されることによって、これはやはり事件としてそこに該当するだろうというところは感じるころではありました。

ただ、情に流されてはいけないので、できるだけそこは冷静に最終的には受けとめなければいけないのだけれども、鮮明にその様が浮かんできたというのは確かです。

(司会者)

裁判官の方からそういった被害者の方が意見陳述するのだけれども、その資料をもとにして有罪、無罪の判断にははいけませんよとか、そういう説明はありましたか。

(2番)

どうでしたかね。

(6番)

その言い方はしていなかったように思いますけれども、全般的に感情で動かないでくださいというのは言っていたと思います。

(司会者)

わかりました。

6番さんは今おっしゃったけれども、心情としての意見陳述という意味付けです

けれども、どうでしたか。

(6番)

被害者にやはり寄ってしまいますから、こちらが涙ぐむぐらいになってしまうので。

(司会者)

やはりかなり話に影響を受けましたか。

(6番)

逆に私が被害者だったら、出た方がいいなと思いましたよ。

(司会者)

なるほど、そういうふうなお気持ちですね。わかりました。

あと、4番さんのは、否認事件で、これは強盗致傷の被害者の方が参加されて、ただ、これは心情としての意見陳述というのは述べられなかったのですね。そういうのはなかったみたいですね。特別に重く罰して欲しいとかと言って。

(4番)

弁護士さんが内容の方でやられたので。はい。

(司会者)

最後にされたのですね。これは御本人ではないですね。わかりました。

あと、3番さんは自白事件で、亡くなられた被害者の御両親がされたのだけれども、何か印象に残っていますか。

(3番)

被害者の方のお父さんが生い立ちからずっと説明して行って、将来こうなりたかったのだよねという話をして、できる限り重い刑をお願いしますと、非常にやはり流されますね。

(司会者)

そうですか。やはりじんときましたか。

(3番)

じんとはきました。

(司会者)

5番さんも自白事件だったのですね。こちらの方も心情としての意見陳述を遺族の方がされたと思うのですけれども、印象に残っていますか。

(5番)

本当に生々しいというか、残された家族のお母さんが、自分の子供が殺されてしまって、自分の息子のお嫁さんが、とてもいい人が残されて、私たちはどうしたらいいのでしょうかと、あれは本当にみんな全員、涙ぐんでしまったと、私は特にそう思いました。

実際、事実なのでしょうからね。そのための弁論というか、家族の人の声ということなのでしょうから。

ただ、残念だったのは、被告人の方の家族の人は出席しなかったのですよ。でも、それはそれで、そういうことかということなのでしょうけれども。

(司会者)

この件では安部弁護士にお尋ねした方がいいですね。いろいろなお立場で関与されることがあると思うのだけれども、否認事件に当たっての被害者参加人の立場というのは、どんな位置付けになるのですか。まず参加人側の方の代理人のお立場で、どんな感じを意識されるのですか。

(弁護士)

否認の場合、逆にお聞きしたいのですけれども、証人としてお話をした上で、更に心情についても述べるというのは、効果があるのでしょうか。今、お話を聞いていると、心情について御本人が述べられているところがとても影響を受けましたというイメージなのか、証人尋問から結構引き続いてお話を聞かれていると思うので、どれだけ心情の意見陳述のところで訴えかけることができるのかというのは、逆にお伺いしたいと思います。

(司会者)

4番さんは、被害者の方も証人で聞いたのですね。ただ、被害者御本人は意見陳述はされなかったのですね。そのケースではないのですね。

(4番)

はい。

(司会者)

2番さんは、被害者参加人の方が実際やっぺいらっぺいますね。証言もやっぺいるのですね。そのときはどうでしたか。今、弁護士さんがおっぺしたようなことは。

(2番)

重複しますが、やはり生の声といいますか、やはりとても貴重でしたね。

(司会者)

それはやはり両方聞いて、かなりインパクトを受けたという形ですか。

(2番)

かなりインパクトはありますね。

(司会者)

6番さんはいかがですか。

(6番)

もちろんインパクトはすごいと思います。

やはり天秤にかけてしまうと思うので、被告人側も涙なしには見られない、被害者の涙とどちらが重いのかというようなことも考えました。

(司会者)

やはり効果があるみたいですね。いろいろな意味で。

次は時間の関係もあるので、最後の論告、弁論の感想を少し伺いましょうか。

1番さんの事件では、検察官が最後に論告、求刑という形でやられるときに、グラフとかを示された覚えはありますか。求刑グラフということで示されましたか。

(1番)

そうですね。グラフはありました。

(司会者)

具体的な個別の事件の一覧表みたいなものも示されたのですか。覚えていらっしゃいますか。

(1 番)

それははっきりしたものではなくて、アウトラインでした。

(司会者)

では、グラフを示してやられたのですね。グラフというのは、結構印象に残りましたか。

(1 番)

やはりないがしろにはできないけれども、自分の気持ちですね。被告人に対するこのぐらいの気持ちというのは、ある程度あるものですから、皆さん、それぞれ参考にはしたと思いますけれども、自分の意見でおっしゃっていました。自分ではこのぐらいだと思うというのは。あくまでも参考にしていました。

(司会者)

一方、2 番さんの担当された事件の関係では、これも一応グラフは出たのですね。

(2 番)

覚えています。

(司会者)

どうですか、2 番さん。

(2 番)

統計に基づいて量刑を決めていくということで、非常に参考になりました。

どうしても被害者の方の声を聞いてしまうと、そこに感情を突き動かされてしまうのですけれども、こういったところで数字を目にしたときに、妥当な線というのを改めて考え直すことができ、非常にこれはありがたいものでした。

(司会者)

一応、論告に当たっての事実整理というか、検察官の方の論告はどうでしたか。

(2番)

わかりやすかったと思います。

(司会者)

これは大丈夫ですか。弁護人の方はどうですか。それはかみ合っていましたか。

(2番)

若干6番の方がおっしゃった部分もありましたが、そこは最終的にはきちんとまとめられていたと思います。

(司会者)

弁護人も科刑意見ということで述べられているようですけども、これは検察官のグラフをもとにして自分たちはこう考えると、そのような論法ですか。印象に残っていますか。

(2番)

弁護人の方はそうでもなかったようですね。

(司会者)

では検察官とは違う形でやられたのですか。

(2番)

そうですね。

(司会者)

6番さんは、弁護人の弁論とかその辺は印象に残っていますか。

(6番)

いいえ。のらりくらりしか記憶にないです。

(司会者)

印象がよくなかったですか。

(6番)

全然絡まないなこの人は、という印象です。

(司会者)

そうですか。厳しい御意見が出ました。なるほど、そういう感じなのですね。わかりました。

3番さんの事件はいかがでしたか。これは論告の方の内容的にはどうですか。

(3番)

論告の方はとてもわかりやすかったのですが、弁論の方がパワーポイントによって頭に入りづらいし、正直言って、説得力が全くない。

(司会者)

この事件はパワーポイントを使われたのですね。

(3番)

あと、量刑のグラフなのですが、無期と死刑が両方、論告の方も弁論の方も入っていて、ここでの争いは量刑だから、無期、死刑は関係ないよねというところで、一番上で、まずそこを消すという作業から始まったので、そこは最初からわかっているのだから消せたのではないのかなというのは、本音で思いました。

(司会者)

なるほど。

今の点は検察官の立場だとどうなのですか。グラフを削るものなのですか。

(検察官)

難しいのは、量刑グラフというのは裁判所システムなのですね。検察官が勝手に作っているわけではないので、もちろん我々が作ったものを出して弁護人が同意してくればいいのですが、なかなか双方の立場があるので、裁判所の中立公正なシステムで作ったグラフなのです。

ですから、そのグラフの中で、この部分が要るとか、要らないというのは言いやすいのですが、最初から削ってしまうとなると、弁護人を含めて法曹三者が了解すれば可能なかもしれませんが、なかなかそういうことはしていないのではないかなとは思っています。

ただ、確かに言われるとおり、明らかにこの事案とは違うよねというのが入っているのを見ても、あまり参考にならないというのは一面の真理なのだろうなとは思いますが、このグラフの使い方というのは、弁護士と検察官が事件によっては対立するところもあるかと思います。

(司会者)

4番さんは、先ほどの話だと、論告でやっとわかったということですか。

(4番)

そうです。グラフはなかったです。部屋に戻って、参考になるグラフはなく、その中で。

(司会者)

少し事案が難しかったのでしょうかね。一応、論告はものすごい情報量が多いですけども、頭の整理はこれで大分できたということですか。

(4番)

そうですね。はい。

(司会者)

5番さんは、検察官の論告の方は、わかりやすさの点ではどうでしたか。

(5番)

わかりやすいというか、そういうお話をされて聞いていて、戻ってきたときにわからないときは、これはよくわからなかったとかと結構皆さん、言いましたし、裁判官の方や裁判長の方がどうだったですかと必ず聞いてくれたので、だんだん慣れてきたと言ったらあれなのですけども、その雰囲気、やたらなことを言っはいけないのかなと最初は思っていたのですけれども、わからないことはどんどん聞いてくださいと、かえって結論的にはよかったのではないかなと思います。

(司会者)

では、法廷で検察官が論告されたけれども、少しわからないところもあったのですか。

(5番)

私はそれは思わなかったのですけれども。

(司会者)

検察官，弁護人の方から，何か御質問があればどうぞ。亀卦川さん，いかがですか。

(検察官)

少し話が前の方に戻ってしまうかもしれないのですが，深沢部長も聞かれていたようなことなのですからけれども，こういうたくさんの事件があつて，証人が何人も出てくるといふときに，1週間みっちり午前，午後，証人の話を聞かされた方がいいのか，それとも，多少裁判員裁判の全体の期間は延びてしまうけれども，間に事件単位で1日休みを入れるとか，休みというか中間評議をしたり，あるいは本当に休息するかはいろいろあると思いますけれども，そういう間のインターバルを置いていった方がやりやすいのか，結構我々，法曹三者はなるべく裁判員の方の御負担を軽くということを書いてスケジュールを詰めてしまうということもあると思うのです。

逆に，最近，特に今日の皆さんのお話を聞いていると，あまり詰め過ぎてしまうと，わからないままに前に進んでいってしまうような気持ちもあるのかなと思つて，皆様のその辺の率直なお考えをお聞きしたいなと思つたのです。

(司会者)

では，今度は6番さんから，どうですか。

(6番)

一長一短というか，どちらもあるので。

(司会者)

6番さん，2番さんが従事されたのは，結構びっちり入れたタイプですね。それでも大丈夫だったということですか。

(6番)

大丈夫は大丈夫です。

(司会者)

5番さんはいかがでしたか。

(5番)

別に毎日ということでもなかったし、私みたいに高齢の人間でも今回参加して、ちょうどいい日程を組んでいただいたのではないかと思います。体力的にも疲れませんでした。

(司会者)

4番さんはいかがでしたか。

(4番)

日程的というよりも、やはり裁判官の方がおっしゃったみたいに、内容をもう少しというところでした。

(司会者)

気分的にすっと入っていただけるかどうかというのが重要だということですね。

(4番)

そうです。争点になっていないところとかもあるので、そこはどンドン頭に入ってくるので。

(司会者)

メリハリをつけてやってほしいというところですね。

3番さんはいかがですか。

(3番)

判決のあれでは問題なかったような気がするのですがけれども、初日の被告人質問が長くて、次の日に途中から入ってしまったのです。それで逆にわかりづらくなってしまったかなというのがありました。それだったら、4時にきっかりで終わらせないでいいから、そこまで終わらせてよという気にはなりました。

(司会者)

重要なのは、やはり気持ちの切り替えがうまくできないと、入っていけないというところですね。

2番さん、いかがですか。

(2番)

やはり登場人物が多かったのが整理するのが大変だったのですけれども、例えば日を空けたとしても、この資料を家に持ち帰れるわけではないので、そんなにそこは影響しないと思います。

あと、休憩時間に裁判官の方々が、フォローで整理をしていろいろ聞かせてくださったので、それで十分わかりやすくなったと思っています。

(司会者)

1番さん、いかがですか。

(1番)

私もすごくよかったです。裁判官3人のチームワークがよかったと思って。

(司会者)

本当は裁判官がやらなくてもいいのが、あるべき姿と言われているのです。法廷で皆さん、わかりましたというのが一番理想なのですけれども。

安部弁護士、御質問はいかがでしょう。

(弁護士)

少し細かいお話をお聞かせいただきたいのですが、被害者参加されているというところで、恐らく書面が出ている事件と、出ていない事件とあると思うのです。

意見陳述のところで弁護士の書面が出ているものと、出ていないものと、この後の評議のときに何か違いがあるのでしょうか。

(司会者)

出ているのは、1番さんが関与されたのは、すごい長文の意見書が出ていますね。これは評議のときに参考にされましたか。

(1 番)

配られました。

(司会者)

では、これは参考にされているということですね。

一方、2 番さん、6 番さんの事件は書面はないみたいですね。そのときに、おっしゃった内容にもよるのでしょうけれども、被害者の方の御意見とかで別に不都合はなかったですか。内容が少しわからなかったとか。

(2 番)

生の声が非常にインパクトとして残ったので、お一人でしたし、その印象がずっと保ったままで、できたと思います。

(司会者)

3 番さんの事件は、これも特に書面はないですね。

(3 番)

評議に関しても、結局、何度か裁判長に言われたのは、事実と証拠に基づいた証言しかできないよという話だったので。だから、あくまで聞くという感じです。

(司会者)

被害者のお気持ちは法廷でとったというスタンスですね。

4 番さんは書面が出ていますね。何か印象に残っていますか。

(4 番)

それは参考程度にしてくださいと言われました。

(司会者)

では、基本はやはり法廷で大分詳しくお聞きになられているということですね。

5 番さんの事件も、弁論としての意見陳述というものを弁護士さんが出されていますけれども、何か印象に残っていますか。

(5 番)

記憶があまりないのですけれども、要は法廷での。

(司会者)

やりとりでいいということですね。

今、お話を聞くと、やはり法廷で心証をとっていただけるようなのが、一番いいみたいですね。書面は当然出されますけれども。

ここで皆様の今後の裁判員裁判に対する御要望などがあればお伺いしたいと思います。まず1番さんから、何か御要望とかございましたら、どうぞ。

(1番)

私は本当に感謝するほどいい体験をさせていただきまして、若いころにアメリカの「十二人の怒れる男」という陪審員の映画を見にいった、くぎづけになったことがあるので、いよいよ私の人生の中にもやってくるみたいな気持ちでした。

これは大切にしなければと思って参加させていただきまして。ありがとうございました。

(司会者)

2番さん、いかがでしょうか。

(2番)

少し話がそれるのですが、今、思い出しまして、被害者参加の場合の弁護士の方の費用というのは、被害者の方の所得によって違いますよね。私になぜこの話をするかというと、被害者の方はたくさんいるのに、なぜこの方しか出ないのかと思ひまして、そのときに調べたら、そういう背景がありまして、今後、被害者の方はそういう所得に関係なく、誰も発言権があるような裁判になったらいいなという印象をまず受けました。

あとは、私個人としては、やはり最初は裁判員をどうしようと思ひましたけれども、結果的に本当にいい経験をさせていただきまして、周りの方からも本当にやってみたいと言われるぐらいに人生観も変わりましたので、また何か機会がありましたら、やってみたいなと思ひます。

ありがとうございました。

(司会者)

3番さん、いかがでしょうか。

(3番)

一番最後に法廷が終わった後に、被害者である被告人の奥さんが、エレベーターをおりたら下でちょうど会ってしまったのです。それで、ありがとうございますと言って会釈されたのですが、正直、こちらとしては時間とかをずらしてくれるといいかなと思います。

(司会者)

帰る時間ですね。

(3番)

裁判員としてやって、いろいろ今まで適当に生きてきたのをもう少し改めようという気にはなったので、そういう面でもとても勉強になりました。

(司会者)

ありがとうございます。

4番さん、いかがでしょうか。

(4番)

最初もお話しさせていただいたのですが、やはり裁判員をさせていただいて、いろいろな話とかを聞いて、いろいろと仕事にも役に立つことが多くて、また機会があればやってみたいと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

5番さん、いかがでしょうか。

(5番)

二つありまして、一つは裁判に入る前の検察官の方々の努力というのは大変なものがあったのだろうと、裁判を通じて感じたことと、あとは制度に参加して、やはりロコミが一番PRになると思うので、他の人たちにも、もしそういうふうな裁

判所から来たら、絶対参加した方がいいですよと言うようにしています。中身については言うてはいけないので。

(司会者)

ありがとうございます。

6番さん、いかがでしょうか。

(6番)

すごく勉強になりましたし、いろいろな問題点も見えたし、仕事柄いろいろな人の話を聞く仕事でもあるので、いろいろな人の立場を考える機会にもなって、すごくよかったと思います。

あと、一般の人にも話をして、裁判員裁判に当たった人に初めて会ったよという人ばかりで、みんな興味深く聞いてくるのです。国民の意識的には、大分変わってきているのではないかなというのは実感しました。

システム的な問題ですけれども、抽選日があって翌日か翌々日からスタートではないですか。裁判員が始まる前に20人ぐらい集められて抽選をして、そこから行くではないですか。その抽選に外れた場合に、すごく予定を組んで調整して、会社にも嫌な顔をされながら、調整してきたわけですね。でも、抽選で外れてしまったら、逆にそこがすっぽり空いた予定はどうするのかということになるので、せめてあの抽選日が1週間前とか、もう少し余裕があれば、調整もうまく行くのではないかなというのは思いました。

あとは、弁護士さんと検察官はドラマになるけれども、裁判所は絵にならないのだなと思いました。というのは、資料が毎回やるうちにどんどん増えていって、すごく事務的な作業が多くて、すごく大変な仕事だなというのをつくづく感じました。

あと、それぞれ皆さんがものすごく人格者だということを肌で感じました。この人に裁判を任せて安心だなというのは、正直な感想でした。

(司会者)

皆さん、貴重な御意見をありがとうございました。

今日のことを是非今後の裁判員裁判に生かしていこうと思っております。

裁判員にまた選ばれましたら、皆さん、是非また参加していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以 上